

京都府環境審議会廃棄物・循環型社会形成部会 議事要旨

1. 開催日時 令和元年7月24日(水曜日)午前10時から12時まで

2. 場所メルパルク京都 会議室6

3. 出席者

【審議会委員】 黒坂委員、郡嶋委員、酒井委員、汐見委員、清水委員、西村委員、橋本委員、長谷川委員、山田委員(計9名)

注※上記のうち、次の委員は代理出席

汐見委員(代理:西川事務局長)、長谷川委員(代理:八代循環型社会推進部長)

【特別委員】 河本特別委員(代理:山根資源循環課長)(計1名)

【事務局】 高屋府民環境部副部長、松山環境技術専門監、笠原循環型社会推進課長、その他関係課員

【報道機関】 2名

【傍聴者】 2名

4. 議題

(1) 部会長の選出

(2) 審議事項

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における今後の規制のあり方について

(3) 報告事項

今後の京都府の循環型社会推進施策の進め方について

5. 議事概要

(1) 部会長の選出について

委員の互選により酒井委員が部会長に選出された。

(2) 審議事項

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例における今後の規制のあり方について

(主な意見)

- 3,000 m²未満の小規模埋立てについても許可申請の対象とすべきではないか。

- 小規模埋立てを繰り返す許可申請逃れに対応するため、一団地規制を条文に盛り込むべきである。

【参考】一団地規制を行っている土砂条例制定府県（18府県中9府県）

◇ 神奈川県、山梨県、大阪府、和歌山県、広島県、徳島県、愛媛県、高知県、大分県

- 例えば許可埋立地の埋立て可能容量に見合った土砂搬入券を発行させ、自由に取引させるといった経済学的手法を含めた制度にしてはどうか。
- 土砂は広域的に移動・処分されるものであり、周辺府県条例の内容を踏まえ、過剰な規制とならないようバランスをとることが重要である。

(3) 報告事項

今後の京都府の循環型社会推進施策の進め方について

(主な意見)

- 長野県は、食品ロス削減に関して政策的にも先進的。県レベルでの意見交換をしてはどうか。
- ごみ処理広域化計画は、循環型社会形成計画に包摂される関係。法定・法定外で切り離さず、実際の関係性で考えること。
- 国の環境基本計画（第5次）と循環社会形成推進基本計画（第4次）とは前回同様足並みを揃えて策定されている。京都府の環境基本計画（実質3期目）と循環型社会形成計画（3期）についても、コンテンツを共有し、足並みは揃える必要がある。